

○ 糖尿病の専門治療を担う医療機関

県が実施した調査において、次の項目を満たすと回答した医療機関を糖尿病の専門治療を担う医療機関として位置づけた。

〈選定要件〉

- ① 日本糖尿病学会等による診療ガイドライン等に則した診療が実施可能であること。
- ② 糖尿病の専門治療について自施設以外の職員も参加できる研修会の開催が、可能であること。(年1回以上) 開催できない場合にあっては、糖尿病の専門治療についての研修会に参加すること。(年1回以上)
- ③ 栃木県等が作成する糖尿病の専門治療を担う医療機能について説明するポスター等の施設内掲示が可能であること。
- ④ 患者会の育成、指導、支援に関わるなど、患者等に合併症予防の重要性について説明し、治療中断しないよう働きかけることが可能であること。
- ⑤ 栃木県等が作成する糖尿病治療の重要性等に関する啓発資料を活用し、患者へ食事療法、運動療法、治療継続等の必要性に係る指導が可能であること。
- ⑥ 教育入院が可能であること。(他の医療機関と協力して確実に実施できる場合を含む) 自院に教育入院ができない場合にあっては、糖尿病専門医や糖尿病療養指導士などによる糖尿病教室が開催できること。
- ⑦ 自施設職員または栃木県栄養士会等と連携し、管理栄養士による栄養指導が実施可能であること。
- ⑧ 糖尿病連携手帳等を活用し、糖尿病治療を行う他の医療機関との連携が可能であること。
- ⑨ 糖尿病患者の妊娠に対応可能であること。
- ⑩ 市町や保険者が糖尿病重症化予防プログラム等に基づく保健指導を実施するために、患者の同意を得て、情報提供を行うなど必要な協力を行っていること。
- ⑪ 糖尿病の予防、重症化予防を行う市町及び保険者、薬局等の社会資源と情報共有や協力体制を構築するなどして連携していること。